

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件 名

新たな劇場の管理運営に関する調査業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務の概要

(1) 業務の背景

横浜市では、これまで、Dance Dance Dance @ YOKOHAMA、横浜音祭りなどの芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての取組等により、市民の文化芸術への機運を高め、文化芸術創造都市としての存在感を発揮してきました。今後、横浜の魅力を更に高め、プレゼンスを大きく向上させるために、トップクラスの実演団体の活動拠点であり、海外の主要実演団体が継続的に公演する、本格的な舞台芸術の拠点となる劇場計画を検討しています。優れた文化芸術の創造と発信とともに、羽田空港からの至便性などを生かしたインバウンド誘客、横浜都心臨海部で立地が進んでいるMICE・エンターテイメント施設との連携などにより、経済効果に資するものを目指します。

令和元年度は、有識者による「横浜市新たな劇場整備検討委員会」で本市における新たな劇場の必要性、整備のあり方等を検討し、「新たな劇場の整備を推進すべき」との提言（第一次）が提出されました。2年度は、施設の概要や管理運営に関する検討をします。

(2) 業務の概要

本業務は、令和元年度に「横浜市新たな劇場整備検討委員会」から提出された提言（第一次）を踏まえ、新たな劇場における運営の考え方、年間プログラムの計画案、収支計画案の見通しなど、管理運営に関する検討を進めることを目的としています。

5 業務推進上の留意事項

- (1) 令和元年度に開催された「横浜市新たな劇場整備検討委員会」の検討資料と提言（第一次）の内容
- (2) 横浜市における新たな劇場整備検討支援業務委託（その3）の概要
- (3) 「新たな劇場基本計画策定業務委託」の進捗
- (4) 上位計画及び文化観光施策との関係の整理

6 業務内容

(1) 基礎調査の実施

- ア 過年度検討内容を踏まえた新たな劇場の位置づけ・整備のあり方・事業手法等の整理
- イ 横浜市の文化環境の現状データ分析
- ウ 国内・海外の劇場の調査（これまでの調査データの更新、新たに開館した施設のデータ追加を含む）
- エ 関係者へのヒアリング（下記6(2)～(6)の検討にあたって必要なヒアリングを含む）ヒアリング資料作成、ヒアリング記録をまとめるものとする。
- オ その他、本事業推進上の諸課題の整理及びそれに関する調査

(2) 新たな劇場の目標像の詳細整理

新たな劇場の目標像を取り巻く状況を分析し、目標像実現に向けた取組の方向性を整理する。

(3) 年間プログラムの計画案・収支計画案の策定

新たな劇場の目標像を実現するための経営のあり方、事業の実現性などを検討し、想定する年間プログラム案、収支計画案などを複数まとめる。また、新たな劇場の役割を踏まえた公費支出の考え方を整理する。

(4) 新たな劇場整備の効果の分析

新たな劇場を整備することによる効果について、複数のアプローチから分析する。

(5) 管理運営の基本方針案の策定

新たな劇場の使命と目標像を実現するための、管理運営の方向性について検討し、方針案としてまとめる。

(6) 民間力活用の検討・提案

新たな劇場の整備費用の調達や運営における資金確保に向けた効果的な手法を検討・提案する。

(7) 横浜市新たな劇場整備検討委員会の運営支援業務

開催目的：新たな劇場の検討にかかる有識者からの意見聴取

開催回数：委員会での議論の進捗に合わせ10数回程度（参考：令和元年度は6回開催）

委員人数：11名

ア 検討委員会の運営補助

検討委員会に出席し、会議記録として有識者意見の概要をとりまとめる。

イ 検討委員会に必要な資料案の作成

ウ 提言作成支援

検討委員会の意見をとりまとめ、検討委員会による提言の作成を支援する。

※なお、審議会の開催日程調整、開催場所の確保、委員の交通費・日当・宿泊費の支払いは委託者が行うこととする。

(8) 業務打合せ等

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せを行う。打合せ回数は、12回程度行うことを想定。打合せの都度、議事概要を受託者が作成することとする。

(9) 報告書作成

(1)から(6)の検討結果について、報告書にとりまとめる。資料は、図などを用いて

わかりやすく作成する。次年度に向けた課題や引き継ぎ事項等も記載することとする。
なお、9月に中間取りまとめ、2月に最終とりまとめを行うものとする。

7 成果品

- (1) 報告書：A4版・くるみ製本5部
- (2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（DVD等格納）
（Microsoft Office等により編集可能なデータも併せて格納すること）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

8 概算額

概算業務価格は約35,000千円（税込）を限度とする。

9 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこととします。
- (2) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部もしくは一部を受注できない場合があります。
- (3) 6業務内容の(1)～(9)に記載された各項目の成果報告期限については、委託者と協議のうえ決定するものとします。
- (4) 施設計画を含む基本計画について、本業務とは別に検討を進める予定であり、それに係る受託業者との打合せなど、連携しながら円滑に業務を行うこととします。
- (5) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。